主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人加藤礼敏の上告趣意第一点は、違憲をいうけれども、刑法一八五条および 一八六条の規定が憲法一四条に違反するものでないことは、当裁判所昭和二五年( れ)第二八〇号同年一一月二二日大法廷判決(刑集四巻一一号二三八〇頁)の趣旨 に徴し明らかであるから、所論は理由がない。

同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。 また、記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四二年一二月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	Ш	幸太	郎